

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com



大阪府時短協力金 不支給・返還対策交流会 理不尽な不支給・返還請求に

納得できない

大阪府が飲食店等に営業時間の短縮を要請し協力した店舗に対して支給していた営業時間等短縮協力金の申請に対して不支給決定したり一度支給した協力金の返還を請求したりしている問題について、対象者の交流と今後の対策を検討する交流会が大阪商工団体連合会（大商連）主催で開催されました。吹田からは会員1名とその家族、事務局が参加しました。大商連副会長の原田さんから主催の挨拶があり、大商連事務局から時短協力金の問題点と民商・大商連の運動について報告。審査を外注に丸投げしたことにより、全国で最も支給が遅れる結果を招いたこと、不支給決定については行政処分ではなく贈与契約として不服申し立てさえできず、理由の開示さえしないこと、府が保有する個人情報開示も審査に影響を及ぼすとして開示しないことが報告されました。

その後、不支給決定や返還請求を受けた各民商の会員から報告と交流があり、イトインの営業形態がない、夜間の営業時間がない、営業実態そのものがない、休業要請に忠じていなかったなど府が誤認している内容がわかりました。中には長引いた休業要請のために生活様式が変わってしまった、客足が遠のき営業しても赤字になるため休業を続けざるを得なかったなどの実態なども報告がありました。参加していた弁護士からは裁判闘争など今後の展望などについて助言がありました。質疑応答では参加者からも活発に質問があり、2名の弁護士が丁寧に質問に答えていました。最後に参加していた内海府議と寺戸大阪府議から感想を含めて連帯の挨拶と、原田副会長からのまとめ報告で閉会しました。



收支内訳書の督促は不要

8月10日に吹田税務署と收支内訳書の督促送付について要望書の回答と懇談を行いました。吹田民商からは3名、摂津民商から4名が参加、吹田税務署は総務課長と課長補佐が応対しました。今回は大阪国税局長による通知には法的な根拠を示しことを求めたうえ、特に納税者に対して無用の混乱や不安を与えたことについては改めるように求めました。また收支内訳書は添付を忘れたのではなく、制度に反対する意思として自ら添付しないことを選んでいたのであってその意思を尊重するように求めました。收支内訳書の添付が義務ではあるとの回答は変わりませんが、提出がなくても申告が有効であること、添付がないことで罰則や不利益になることはないことを確認しました。

吹田税務署長 殿

2022年 6月 30日
吹田民主商工会 会長 塚本 哲
摂津民主商工会 会長 坂本 雅義

收支内訳書の督促に対する抗議及び質問書

大阪国税局業務センターより「書類の提出について」が郵送され、收支内訳書の提出が督促されています。これは憲法の国民主権にもとづく申告納税制度を侵害するものであり、かつ、コロナ禍と物価高騰で営業を脅かされている納税者に過大な負担を強いるものです。これに抗議するとともに以下の諸願・質問事項に対して誠意ある回答を求めます。

< 記 >

- 今回の督促は「国税局長による行政指導」となっているが、その法的根拠は何か。国税局長名で業務センターから一方的に督促を送付するのは、納税者に無用の混乱を招くため中止すること。
- 收支内訳書について、これまでの税務当局の見解、すなわち納税者が提出した確定申告書は收支内訳書の添付がなくても有効であること、收支内訳書は単なる訓示的規定であり提出しなくても罰則も不利益も扱わないことを、あらかじめ明らかにすること。
- この文書には、確定申告に收支内訳書の「添付等が義務付けられております」と書かれている。しかし、收支内訳書は上記のとおり罰則のない単なる訓示的規定であり、1984年法制化の政府税調中間答申でも「新たな義務の創設ではなく」と言明されている。よって、貴税務署として認識をあらため、この文書を撤回し納税者に謝罪すること。
また、「申告納税制度の趣旨に則り、かつこれまでの経緯や納税者の実態に充分配慮し、小規模事業者に過大な負担とならないよう」との付帯決議（第101国会衆参大蔵委員会）に基づき、收支内訳書を提出するかどうかは納税者本人が決めるものとして、今後提出を強要しないこと。
- この文書には「各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から」添付等が義務付けられていると書かれている。收支内訳書がいったい何の「各種控除等の適用要件」になるのか、その法的根拠は何か。「收支内訳書を提出しなくても罰則も不利益も扱わない」と税務当局の見解に反するのではないかと、国会答弁「收支内訳書の未提出をもってあなたも税額控除を受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいります」（衆院財金委04年10月27日、国税庁次長）にも反するのではないかと。そうであるならば、この文書を撤回し、納税者に謝罪すること。
收支内訳書が添付されなければ「適正申告の確保」が得られないとする法的根拠は何か、納税者が提出した確定申告書は收支内訳書の添付がなくても有効であることから、この文書を撤回し、納税者に謝罪すること。

以上

伝言板

民商共済会からお知らせ

「わが青春つきるとも・伊藤千代子の生涯」の吹田摂津上映会のチケット代のうち500円を吹田民商共済会から補助します。ご希望の方は民商事務所までご連絡ください。

日時 8月27日（土） 13時30分（開場13時）
会場 吹田市文化会館 メイシアター・中ホール
入場料金1000円 当日1200円（学生500円）
主催…吹田摂津上映実行委員会

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいー！